

宮崎県立看護大学入学者選抜試験問題作成専門部会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 宮崎県立看護大学入試委員会（以下「委員会」という。）に、宮崎県立看護大学入学者選抜試験問題作成専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 部会は、入学試験問題の作成、校正及び採点を所掌する。

(組織)

第 3 条 部会は、次に定める部会員をもって組織する。

(1) 入試委員長及び入試副委員長

(2) 本学の専任教員の中から入試委員会が指名する者

2 前項第 2 号の部会員は 5 名以内とし、学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の部会員の任期は、入試委員長または入試副委員長としての任期とする。

2 前条第 1 項第 2 号の部会員の任期は、学長が委嘱した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

3 部会員に欠員が生じた場合の補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は入試委員長をもって充て、副部会長は入試副委員長をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。

(試験問題の決定)

第 6 条 試験問題は部会の審議を経た後に、学長と協議の上、決定する。

(事務)

第 7 条 部会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

